

## 北海道空知総合振興局告示第1035号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成30年2月16日

北海道空知総合振興局長 佐々木 誠也

### 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

#### (1) 業務名

広域相談支援体制整備事業（空知圏域）委託業務

#### (2) 業務の目的及び内容

障がい者が暮らしやすい地域づくりの専門的な支援を行う地域づくりコーディネーターを障害保健福祉圏域に配置することにより、障がい者が希望する地域で安心して生活するための支援体制の構築を促進する。

#### (3) 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第51条の19の指定一般相談支援事業所、又は同条の20の指定特定相談支援事業所を運営する法人であること（指定申請審査の結果、指定が確実である場合を含む）。

(2) 上記(1)の指定相談支援事業者は、空知総合振興局管内に所在するものであること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(7) 暴力団関係事業者等でないこと。

(8) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(10) 道内に拠点を有する法人であること。

### 3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請書の交付場所

次の場所で交付する。

郵便番号：068-8558 住所：岩見沢市8条西5丁目

空知総合振興局保健環境部社会福祉課

(土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

なお、空知総合振興局ホームページ (<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

イ 申請書の提出期限 平成30年2月26日(月)午後5時必着

ウ 申請書の提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

エ 申請書の提出場所 3の(1)のアに同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

#### 4 説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 平成30年2月16日(金)から平成30年2月26日(月)まで  
(土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所 3の(1)のアに同じ。

#### 5 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 平成30年3月7日(水)午後5時必着

(2) 提出場所 3の(1)のアに同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

#### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

#### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

#### 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

#### 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 空知総合振興局保健環境部社会福祉課

(2) 所在地 郵便番号：068-8558 住所：岩見沢市8条西5丁目

(3) 連絡先 電話番号：0126-20-0111(直通)

#### 10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、説明書による。